

八代市社会教育指導員派遣事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市民の社会教育活動その他の教育活動を支援するため、市内の団体等が開催する研修会、勉強会等（以下「研修会等」という。）に、八代市社会教育指導員（以下「指導員」という。）を講師、指導者、進行役として派遣する八代市社会教育指導員派遣事業（以下「派遣事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(派遣対象)

第2条 派遣の対象は、市内で開催される参加者がおおむね5人以上の研修会等であって、その内容が次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 幼児教育、青少年教育、女性教育、成人教育及び高齢者教育に関する活動その他の社会教育活動に関するもの
- (2) 社会教育関係団体及び社会教育指導者の育成等に関するもの
- (3) 人権教育活動に関するもの
- (4) 家庭教育及び子育てに関するもの
- (5) 地域と学校との協働に関するもの
- (6) 生涯学習に関するもの
- (7) その他八代市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が適当と認めるもの

(派遣経費)

第3条 指導員の派遣に要する経費等は、無償とする。ただし、会場使用料、消耗品費等研修会等の開催に係る経費については、研修会等の主催者が負担するものとする。

(派遣申請)

第4条 派遣事業を利用しようとする団体（以下「申請団体」という。）は、八代市社会教育指導員派遣申請書（様式第1号）を研修会等の開催の日から2週間前までに教育委員会に提出しなければならない。

(決定)

第5条 教育委員会は、前条の規定による派遣の申請があったときは、その内容を審査し、指導員の派遣の承認又は不承認を決定し、その結果について社会教育指導員派遣承認（不承認）決定通知書（様式第2号）により申請団体に通知するものとする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は教育部長が別に定める。

附 則（令和元年8月17日 教育部長専決）

この要領は、教育部長専決の日から施行する。

附 則（令和3年3月17日 教育部長専決）

この要領は、令和3年4月1日から施行する。